

第1回障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援に向けた 検討プロジェクトチーム 会議（要旨）

- 1 日時 平成24年12月14日（金）午後2時00分～午後3時45分
- 2 場所 狛江市役所5階 502・503 会議室
- 3 出席者 座長 土岐毅 副座長 三島瑞子
部会員 井上城治 竹中石根 亀井義展
事務局 福祉サービス支援室総合調整担当主査（平山剛）
福祉サービス支援室障がい者支援担当主事（九鬼統一郎）
- 4 欠席者 部会員 米澤薫 濱直人
- 5 資料 資料1 障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援
に向けた検討プロジェクトチーム部会員名簿
資料2 住宅PTの役割
資料3 プロジェクトチーム会議の進め方
資料4 住宅を借りる側（当事者）の課題の抽出
資料5 プロジェクトチーム会議の今後の予定
参考資料 住宅PT座席表
- 6 議題
 1. 事務局挨拶
 2. 委員紹介（委嘱）
 3. 障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援に向けた
検討プロジェクトチームの目的と進め方について
 - （1）住宅を借りる側（当事者）の課題抽出
 - （2）課題の優先順位のつけ方
 - （3）課題解決のための仮説設定 ～貸す側の課題との比較の視
点から
 - （4）仮説の検証方法
 4. 今後の障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援
に向けた検討プロジェクトチーム会議の予定について
 5. その他

7 議事

1. 事務局挨拶
2. 委員紹介（委嘱）【資料1・参考資料】
3. 障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援に向けた検討プロジェクトチームの目的と進め方について【資料2・資料3・資料4】
 - (1) 住宅を借りる側（当事者）の課題抽出
 - (2) 課題の優先順位のつけ方
 - (3) 課題解決のための仮説設定 ～貸す側の課題との比較の視点から
 - (4) 仮説の検証方法

（委員）

住宅の種類、手続き、費用、保証人についてどこに相談をしたらよいかわからない。

（委員）

どこに行ったらよいのか自体がわからない。もっと窓口をシンプルにした方がよい。

（委員）

単身で生活する上で受けられる福祉サービスがわからず不安である。

（委員）

障がい者が住宅を借りた後の暮らしが暗く寂しいものになるのならば、入口を作っても仕方がない。後の暮らしを見据えて考えなければならない。

（委員）

探して歩くにしても、障がい者一人では難しく、信用面でも支援者が同伴した方がよい。

（副座長）障がい者が単独で借りに行くことは少ない。支援者はどの程度まで支援してくれるのかが大きなポイントである。

（委員）

ホームを出て一人暮らしをした人は、しっかりとした家族がいる場合やホームの人間が保証人になることがある。保証人の問題が最も重要である。

（委員）

障がい者が住宅を探す上で保証人がいないということは、借りる側、貸す側両方の問題である。

（委員）

貸す側としては日々の家賃支払が心配である。お金の管理が自分でできる

のかどうかが不安である。

(委員)

不動産業界では保証協会がある。しかし万が一賃料以外の問題が発生した時に刑事責任を問えるのかどうかも問題になる。そうした万が一の場合どこに行けばよいのかわからない。

(委員)

保証協会は家賃に数%を上乗せする。経済的に見合えば問題ない。

(委員)

不動産業界でも障がい者に部屋を提供できる人はいるかどうかを調査している。市の窓口とリンクさせるなどした窓口を設けるべきである。

(副座長)

行政の補助があれば、老人がホームに入った後のリフォームなどにより障がい者も入れる部屋にしやすいになる。

(座長)

役所が何らかの形で関与すべきである。窓口を作るなどすべきである。他の自治体では、契約の立会、保証人、緊急時の対応、家賃、死亡時及び退去時の処理の問題について支援している。江東区などのいくつかの行政はこの方針で活動しているところもある。他市でもスタートしている事業なので、他市の事例も調査する必要がある。

(事務局)

現在身体・精神だけの地域移行・定着移行を4月から知的にも拡大している。市から支給決定をして、地域移行を進めている状況である。

(座長)

いきなり不動産屋に行って「ない」といわれると、次から探す気がなくなる。市などに専門の窓口をつくるなどすることが必要である。

(委員)

どういう生活をしてきたのかを知らないで紹介もできず、また新たなトラブルを引き起こすことになる。

(座長)

公的保証制度は市議会で身寄りのない高齢者の保証を公的になすべきであるという質問があった。

(委員)

健常者と繋がっていない障がい者が借りようとした場合、社協や市は援助してくれるのかどうか。

(委員)

安心して借りてもらうため、行政の介入がある程度必要である。ただし情報公開も必要であるが、この部屋に障がい者が入居しているというような情報が知れてしまってはよくない。

(委員)

身障の方が借りる場合、手すりや段差などがあり改修が難しいと思うと借りられないこともある。

(委員)

騒音トラブルなど借りた後のことを見据えないと門戸を開いても意味がない。

(副座長)

単純に借りた後、大家との間でルールが守れるかが大切である。

(委員)

今の社会状態では、昼間からブラブラしている人を警戒する風潮がある。新しいホームの立ち上げでも本当に大丈夫か疑われることが多い。火事など大きなトラブルがあるとホームの撤廃に繋がった事例もある。だがこうしたことは障がい者以外でも起きることである。

(委員)

障がい者の家が溜まり場や居候の場になってしまう可能性がある。障がい者につけこんでしまう可能性がある。

(事務局)

知的、精神、身体のうち、身体は構造的な問題、前二者は人との接し方の問題で困難となる。借りる側として独立を考えても、現実的に外へ出ていくことを積極的に考えるに至っていない。

(委員)

借りる前の問題と借りた後の問題にわけて整理した方がよい。

(委員) 優先順位は高い、中、低いではなく、必須、できればやるべきなどで考えるべきである。

4. 今後の障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援に向けた検討プロジェクトチーム会議の予定について【資料5】

5. その他

今回は、平成25年2月14日（木）午前10時30分から正午まで（狛江市役所5階502・503会議室）